

精神障害者保健福祉手帳に基づく優遇制度措置一覧

1 全国の制度

① 税制上の優遇制度を受けることができます。

受けられる税制上の優遇制度は下表のとおりですが、手帳の障害等級で優遇制度の内容が異なります。

税制上の優遇制度の概要

平成26年4月1日現在

優遇制度	内 容	問い合わせ先
所得税の障害者控除等	納税者である手帳所持者本人、又は控除対象配偶者や扶養親族が手帳所持者の場合、次の額の控除が受けられます。 ○手帳所持者本人の場合 1級 40万円 2級・3級 27万円 ○同居している控除対象配偶者又は扶養親族が、手帳1級所持者である場合 75万円	○税務署
住民税の障害者控除等	手帳所持者本人、又は扶養者の課税所得から以下の金額が控除されます。 ○1級 30万円 ○2級・3級 26万円 ○控除対象配偶者又は扶養親族が手帳1級所持者である場合 53万円	○各市町村
利子等の非課税（マル優）	○元本が350万円までの預貯金の利子に課税されません。 ○額面が350万円までの公債の利子に課税されません。 ※障害の等級による差異はありません	○銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信託銀行、証券会社など
相続税の障害者控除等	法定相続人である障害者の相続税額から以下により算出した額が控除されます。 ○1級 (85歳に達するまでの年齢) × 12万円 ○2級・3級 (85歳に達するまでの年齢) × 6万円	○税務署
贈与税の非課税	家族等が、手帳所持者へ財産贈与するにあたり信託銀行等と「特定障害者扶養信託契約」を結ぶと、贈与額のうち下記の額まで非課税となります。 ○1級 6,000万円まで非課税 ○2級・3級 3,000万円まで非課税	○税務署
自動車税・軽自動車税及び自動車取得税の減免	障害者総合支援法に基づく通院医療費の公費負担（自立支援医療・精神通院医療）を受けている手帳1級の者の通院等の用に供する自動車又は軽自動車税に係る、自動車税、軽自動車税及び取得税が減免されます。 ※以下の自動車等の内、1人の障害者につき1台とします。 ①当該障害者が取得又は所有する自動車等で生計を一にする者が運転する自動車等 ②当該障害者と生計を一にする者が取得又は所有し運転する自動車等 ③単身生活の当該障害者が取得又は所有する自動車等で常時介護者が運転する自動車等	○各市町村 ○自動車税事務所 （※自動車税及び自動車取得税は自動車税事務所。軽自動車税は市町村役場。）

※ ただし、上記制度は市町村や機関等により取扱いの違いや支給制限等がある場合があります。

② 生活保護を受給している方の障害者加算

生活保護を受給している方の障害者加算は、障害年金を受給している場合は年金証書により、障害年金を受給していない場合は障害者手帳（1級又は2級の手帳で、交付年月日又は更新年月日が初診から1年6か月を経過している方に限ります）により行なわれます。

③ 電話番号案内料の免除制度

NTT（日本電信電話株式会社）の番号案内が無料になります。
申込みは、下記にお問い合わせください。

【無料番号案内（ふれあい案内）に関するお問い合わせ】

フリーダイヤル：0120-104174
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日及び年末年始を除く）
携帯電話、PHSからもつながります。

④ 携帯電話の利用料割引制度

申し込み等は、携帯電話各社にお問い合わせください。

⑤ NHK（日本放送協会）放送受信料の免除

【全額免除】精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯全員が市町村民税非課税。

【半額免除】精神障害者保健福祉手帳1級の方が、世帯主でかつ受信契約者。

お住まいの市町村の窓口に申請書を提出し証明を受け、NHKに提出（郵送）してください。

なお、受信料免除については、市町村又は下記にお問い合わせください。

【NHKふれあいセンター】

ナビダイヤル：0570-077-077
受付時間：午前9時～午後10時（土・日・祝日は午後8時まで）

⑥ 駐車禁止除外指定車標章の交付

精神障害者保健福祉手帳1級の方。申請窓口：住所地を管轄する警察署。

申請書類：申請書（警察署の窓口にあり）、精神障害者保健福祉手帳1級の写し。

手数料：なし 有効期限：手帳有効期限まで

駐車禁止除外指定車標章は、精神障害者本人に交付されます。

また、1級手帳所持者である本人が乗車する車に使用することができます。

2 県内の主な制度

平成26年4月1日現在

実施主体	施設名及び制度	優遇制度の内容
奈良県興業環境衛生同業組合	組合加盟映画館	手帳所持者は入場料の割引（映画館により割引率は異なります）
奈良交通エヌシーバス	路線バスと定期観光バス	写真貼付精神障害者保健手帳所持者は普通片道運賃の半額 小児運賃が適用される方は、小児運賃の半額 1級の方は、介護者（付き添い）1人まで対象 定期券は発売金額の3割引（小児定期券は適用しない） ※金額はいずれも10円未満は切り上げ

3 県内の行政機関の主な制度

平成26年4月1日現在

実施主体	施設名及び制度	優遇制度の内容
国	奈良国立博物館	手帳所持者と介助者1人まで観覧料無料
	奈良文化財研究所飛鳥資料館	手帳所持者は入館料免除
県	奈良公園刈カド交流館	手帳所持者と介助者は入館料免除
	県立美術館	手帳所持者と介助者1人まで常設展に限り観覧料免除
	県立民俗学博物館	手帳所持者と介助者1人まで観覧料免除
	古城園（県立庭園）	手帳所持者と介助者1人まで入園料免除
	県立橿原考古学博物館	手帳所持者と介助者1人まで常設展に限り入館料免除
	県立万葉文化館	手帳所持者と介助者1人まで常設展に限り観覧料免除
	県立図書情報館	手帳所持者とその介護者（付き添い）は駐車料金免除

実施主体	施設名及び制度	優 遇 制 度 の 内 容
県	平城京歴史館	手帳所持者とその介護者（付き添い）1名まで入館料免除
	若草山	手帳所持者と付き添い1名が入山料無料
	県営住宅自動車駐車場	手帳所持者と同一世帯家族の所有で税の減免を受けている自動車の駐車料金免除
奈良市	奈良交通バス	乗車証の交付を受けた手帳所持者は奈良市内の運賃が無料になる。乗車証申込みは奈良市役所障がい福祉課（市内在住者に限る）
	西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	手帳所持者及びその介護者の使用料免除
	ならやま屋内温水プール	手帳所持者及びその介護者の使用料免除
	青山プール	手帳所持者及びその介護者の使用料免除
	石打コミュニティスポーツプール	手帳所持者及びその介護者の使用料免除
	月ヶ瀬福祉センターの入浴施設	手帳所持者及びその介護者の使用料免除【日曜のみ】（市内在住者に限る）
	都祁福祉センターの入浴施設	手帳所持者及びその介護者の使用料免除
	入江泰吉記念奈良市写真美術館	手帳所持者と介助者は入館料免除
	入江泰吉記念奈良市写真美術館駐車場	手帳所持者が乗車している車は無料
	奈良市杉岡華邨書道美術館	手帳所持者と介助者は入館料免除
	梅の郷月ヶ瀬温泉	手帳所持者は利用料の割引
	ならまちセンター内駐車場	手帳所持者が乗車している車は無料
大和高田市	市営施設巡回バス	優待乗車証の交付を受けた手帳所持者は無料（市内在住者に限る）
	総合体育館のスポーツジム	手帳所持者は使用料を半額免除（市内在住者に限る）
	市営プール	手帳所持者及びその介護者は使用料を半額減免（市内在住者に限る）
大和郡山市	九条公園九条スポーツセンタープール	手帳所持者及び介護者は手帳所持者1人につき2名までプールの使用料免除
	コミュニティーバス	手帳所持者は、運賃無料
	福祉タクシー基本料金補助	手帳1級所持者に対し福祉タクシー券を交付。基本料金のうち600円を補助。業者の指定あり。（年間48枚）
天理市	福祉タクシー	1級の手帳所持者はタクシーの基本料金を助成。タクシー券を1年間に48枚交付。（市内在住者に限る）
	天理駅前南北地下自転車等駐車場	手帳所持者は、駐車料半額
	天理市コミュニティバス	手帳所持者は、運賃無料
橿原市	コミュニティーバス	手帳所持者は、運賃半額
	やわらぎの郷	手帳所持者は利用料免除
	橿原市立こども科学館	手帳所持者と介助者は観覧料半額
	千寿荘	手帳所持者は利用料免除
	橿原市民プール	手帳所持者と介護者1人は利用料免除（市内在住者に限る）
	千寿荘	手帳所持者は利用料免除
	昆虫館	手帳所持者と介助者は観覧料半額
桜井市	コミュニティーバス	手帳所持者（写真貼付）は、運賃半額
	桜井駅北口及び南口市営駐車場	手帳所持者が本人運転又は介護者の運転する車に同乗している場合、駐車料無料
五條市	五條文化博物館	手帳所持者と介護者は入館料無料
	コミュニティーバス、デマンドタクシー	手帳所持者は運賃無料
	賀名生の里資料館	手帳所持者と介護者は入館料無料
	上野公園市民プール	手帳所持者と介護者は入場料無料

実施主体	施設名及び制度	優 遇 制 度 の 内 容
生 駒 市	市民プール	手帳所持者と介護者（2名まで）は入場料無料（市内在住者に限る）。井出山屋内温水プールは、16歳以上は半額。幼児、障がい児および介護者（1名まで）無料
	ふれあいセンター浴場	手帳所持者と介護者は入浴料無料(介護者は同性2名まで)
	交通費助成	手帳かつ自立支援医療受給者証の所持者はバスカード、福祉タクシー券、スルッとKANSAIカード等（年額10,000円相当分交付）。市内在住者に限る。
	生駒市営駐車場	手帳所持者が運転、又は介助者が運転し、手帳所持者が同乗している場合に駐車料金免除
	生駒市営自転車駐車場	定期利用料金の半額を減免（1回ごとの半額での利用はできません）
	コミュニティバス	手帳所持者は、運賃半額
	ふれあいセンター行路線バス	手帳所持者は、運賃半額（1級のみ介護者1名も半額）
香 芝 市	かしば・屯鶴峯温泉（総合福祉センター内）	手帳所持者は入浴料無料（市内在住者に限る）
	駅前市営駐輪場	手帳所持者は一時預り無料
葛 城 市	ゆうあいステーション	手帳所持者は温水プール、浴槽利用料無料（市内在住者に限る）
	ウェルネス新庄	手帳所持者は利用料半額免除
宇 陀 市	市営バス	手帳所持者(写真貼付)は、運賃半額。介護人1名まで半額
	市営室内温水プール	手帳所持者(写真貼付)は半額。（市内在住者に限る）1級のみ介護人1名まで半額
明 日 香 村	明日香村健康福祉センター入浴料割引	手帳提示で入浴料割引（村民に限る）
	村内循環バス無料券配布	無料回数券（乗車券）の配布（村民に限る。役場又は健康福祉センターにて配布）
上 牧 町	福祉年金の支給	手帳所持者（1・2級）に福祉年金を支給。（町内在住者に限る。又、町民税所得割非課税世帯に属する方）
王 寺 町	重度障害者（児）援護資金の支給	手帳所持者（1級）に年額35,000円の援護資金を支給
	町内路線バス	優待乗車証の交付を受けた手帳所持者は無料（町内在住者に限る）
広 陵 町	福祉年金の支給	手帳所持者（1・2級）。18才未満は全ての等級が対象 ※福祉年金の担当課は福祉課
平 群 町	総合スポーツセンター（体育館・ウォータパーク）	手帳所持者及びその介護者は使用料を無料（町内在住者に限る）
三 郷 町	福祉年金の支給	手帳所持者（1・2・3級）に月額2,000円の福祉年金を支給
斑 鳩 町	福祉年金の支給	手帳所持者（1・2級）に月額2,500円の福祉年金を支給（町内在住者に限る）
	ふれあい交流センターいきいきの里	手帳所持者は入館料免除（町内在住者に限る）
	斑鳩文化財センター	通常は無料。催しがある観覧料が必要な時期は、手帳所持者（1・2級）は無料
川 西 町	福祉タクシー	手帳所持者（1級）に対し、医療機関に利用したタクシー料金の一部を助成。1回のタクシー利用につき、中型タクシーの初乗り運賃相当額を上限に助成（月4回まで）。
田 原 本 町	町自転車駐車場	手帳所持者は定期利用の場合、全額減免
河 合 町	福祉年金の支給	手帳所持者に月額1級2,000円、2級1,700円、3級1,500円の福祉年金を支給。（但し、非課税世帯に限る）
吉 野 町	スマイルバス（吉野町コミュニティバス）	手帳所持者は、普通運賃・定期運賃について半額
十 津 川 村	精神疾患通院の場合の交通費半額補助	精神障害者医療費助成事業制度該当者で、精神疾患の治療の為に通院交通費半額補助（村内在住者に限る）

実施主体	施設名及び制度	優 遇 制 度 の 内 容
川 上 村	村営バス	手帳所持者は、運賃半額（1級のみ介護者1名も半額） 定期券1カ月3,000円（1級のみ介護者1名も3,000円）
東 吉 野 村	村内温泉施設（たかすみ温泉・やはた温泉）	手帳所持者（1・2級）に月4回まで無料入湯券を配布（村内に住所を有する方に限る）